

令和6年11月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日(月) 午後2時5分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(24名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 天本 正幸 | 2番 寺崎 廣喜 |
| 3番 中原 日登美 | 4番 白水 壽徳 |
| 5番 佐藤 和治 | 6番 藤井 政秋 |
| 7番 山下 梅夫 | 8番 檜原 忠夫 |
| 9番 山田 憲二 | 10番 秋山 儀一 |
| 11番 寺崎 多加子 | 12番 末次 勝記 |
| 13番 伊藤 博文 | 14番 肥山 繁雄 |
| 15番 赤川 敏彦 | 16番 大中 寛敏 |
| 17番 末次 実 | 18番 西岡 利子 |
| 19番 野瀬 敏彦 | 20番 永利 春雄 |
| 21番 久光 壽子 | 22番 西岡 秋義 |
| 23番 永利 美津枝 | 24番 田中 善道 |

5. 会議に欠席した委員(0名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、議案5件、報告事項4件でございます。
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。
よって、令和6年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。
先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、8番・檜原忠夫委員、9番・山田憲二委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

番号1は、議案書の1ページ、2ページにまたがります。
井上地内の畑1筆、上岩田地内の畑9筆、山隈地内の畑5筆で、3条による無償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)
譲渡人と譲受人は親子関係で、贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書の2ページ、番号2は、山隈地内の畑2筆です。3条による無償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人と譲受人は親子関係で、贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみましました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、1件のご説明をいたします。

議案書の3ページ、資料は次の4ページになります。

譲渡人と譲受人については、記載のとおりです。

8月の総会で農地法第3条の所有権移転の許可を得たものですが、農地中間管理機構を通じた売買に変更するため、許可の取り消しを出されたものです。

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は、原案のとおり許可処分を取消すことと決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。建築条件付宅地分譲のため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号2は、福童地内の田2筆です。一般個人住宅建設のため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく申し上げます。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって9番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件のご説明いたします。

議案書の6ページ、番号1は、井上地内の田2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、二夕地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号3は、下西鯨坂地内の田2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく申し上げます。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案通り承認することに決定します。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、156件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、2番、9番、10番、11番、12番、16番、17番、18番、24番の委員につきましては退席をお願いするとともに、私の案件もありますので、議長を20番委員と交代し、退席いたします。よろしく申し上げます。

(退室案内)

(議長交代)

20番委員（議長）：

それでは、会長を交代し議案の審査を行います。

事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

本日お配りしております別冊をご覧ください。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っています。

今回9月に受け付けました本件につきましては、新規101件、再設定55件、合計156件。このうち期間借地につきましては、新規22件、再設定8件、合計30件の申請を受理いたしております。

なお、公告は11月15日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございます。

また、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

20番委員（議長）：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果について、ご報告をお願いします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

20番委員（議長）：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

21番委員。

21番委員：

来年度から利用権設定ではなく、福岡県農業振興推進機構（農地中間管理機構）を通じた貸し借りになりますが、農業委員会での審議等は今まで通り行われるのでしょうか。

20番委員（議長）：

事務局お願いします。

事務局：

正式に細かい部分までわかっていません。農業委員会の意見を聴取するということで、委員会に諮らないところもあると伺っています。市としてどのようにするかについては、事務手続きを含めて精査しているところです。

議長：

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

他にないようです。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第5号は原案通り承認することに決定します。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

また、議長を交代します。

(入室案内)

(議長交代)

[日程第3 報告事項]

議長：

20番委員、ありがとうございました。

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出12件につきまして報告いたします。

議案書7ページ、番号1は、稲吉地内の田2筆、二夕地内の田2筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

番号2は7・8・9ページにまたがります。大崎地内の田18筆です。貸人の都合により合意解約されたものです。

9ページ、番号3は光行地内の田1筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

番号4は下西鯉坂地内の田1筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

10ページ、番号5は下西鯉坂地内の田1筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

番号6は八坂地内の田1筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

番号7は下西鯉坂地内の田3筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

11ページ、番号8は福童地内の田3筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号9は井上地内の田1筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号10は上岩田地内の田1筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

12ページ、番号11は三沢地内の田1筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

番号12は、三沢地内の田1筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、小郡地内の畑1筆です。集合住宅建設のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、7件の報告をいたします。

番号1は、三沢地内の田1筆です。宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

番号2は、三沢地内の田1筆です。宅地分譲のため必要となった道路とするため、届出が提出されたものです。

番号3は、寺福童地内の畑1筆です。建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

15ページ、番号4は、福童地内の田3筆です。露天資材置き場設置のため、届出が提出されたものです。

番号5は、小郡地内の畑1筆です。敷地の拡張のため、届出が提出されたものです。

番号6は、小板井地内の田1筆です。一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

16ページ、番号7は、寺福童地内の畑1筆です。露天駐車場設置のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をするこ

とが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、3団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、それぞれ全ての要件を満たしておりましたので、それぞれ「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項4件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年11月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和6年11月11日（月） 午後2時58分閉会